

【 資 料 】

1 沖縄21世紀ビジョン、基本計画、実施計画等の全体構成

沖縄21世紀ビジョン（H22.3月策定）

県民が望む将来像と克服すべき固有課題

- ・県民全体で共有する沖縄の将来像
- ・県民が望む「5つの将来像」、克服すべき「4つの固有課題」を明示

沖縄21世紀ビジョン基本計画（H24.5月策定）

将来像の実現と固有課題の克服に向けた施策展開の基本方向

- ・県が主体的に策定する初めての総合計画
- ・沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興計画」としての性格
- ・自立、交流、貢献を指針とし、我が国の発展に寄与する新生沖縄を創造するとともに、自然や文化などよき沖縄の価値を高めていく再生沖縄に取り組むことを目標
- ・施策展開の効果的な推進のため「2つの基軸」を設定
「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」
「日本と世界の架け橋となる強くなやかな自立型経済の構築」
- ・優しい社会と強い経済の好循環関係を構築
- ・将来像ごとに体系化し、36の基本施策及び118の施策展開を明示
- ・平成33年度における沖縄の人口及び社会経済の展望値を設定

沖縄21世紀ビジョン実施計画（H24.9月策定）

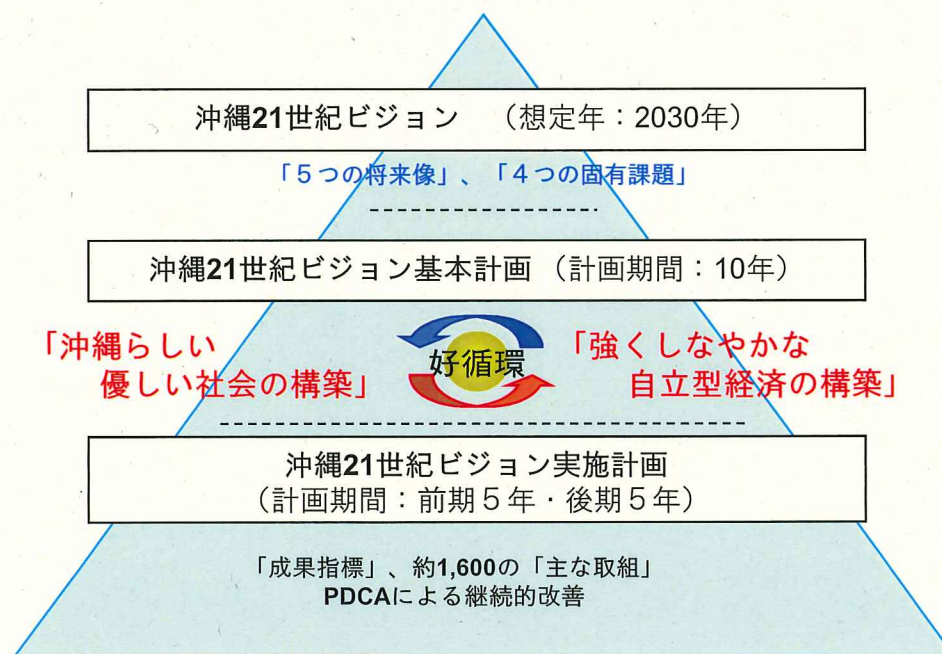
基本計画で掲げた施策ごとの具体的な取組や成果指標等

- ・基本計画を推進するアクションプラン
- ・基本施策の「目的」や「目標とする姿」を明示
- ・基本計画を推進するため、約1,600の具体的な取組や、取組により得られる効果を表す成果指標を明示
- ・「成果指標」を用いた施策効果の検証や、各施策に係る取組の継続的な改善を図るためPDCAサイクルを確立し、計画の着実な推進を図る

個別計画

環境、福祉、観光、産業、教育等の各分野別の計画

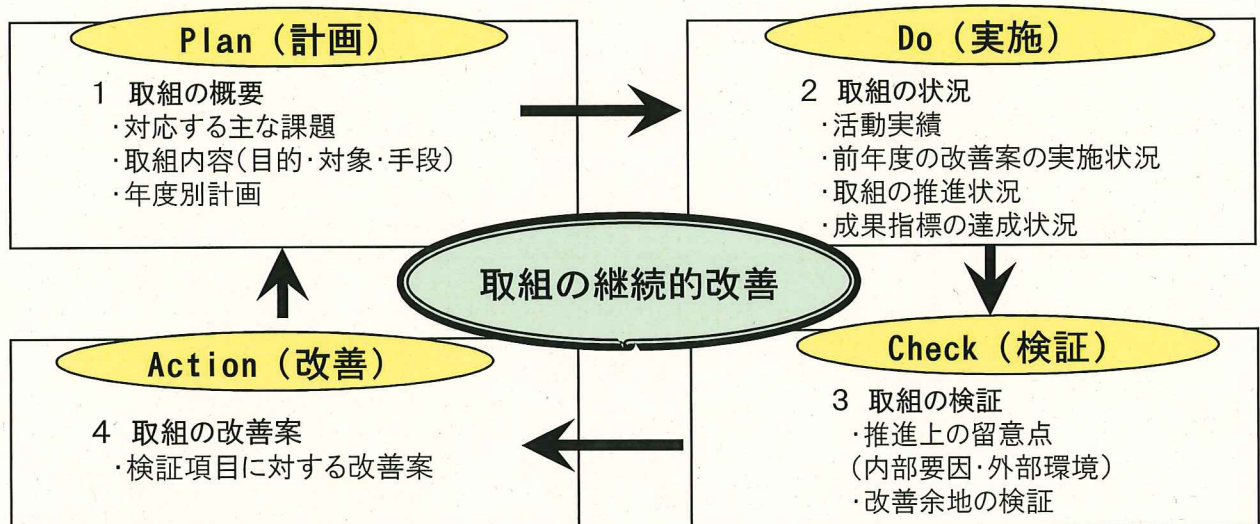
- ・特定分野のきめ細やかな施策展開を明らかにし、基本計画、実施計画を補完する個別計画
- ・持続的人口増加や健康長寿復活など、将来を見据えた長期計画



2 沖縄県PDCAの実施

(1) 沖縄県PDCAとは

沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」とこれを課題ごとにまとめた「施策」を対象に、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ります。

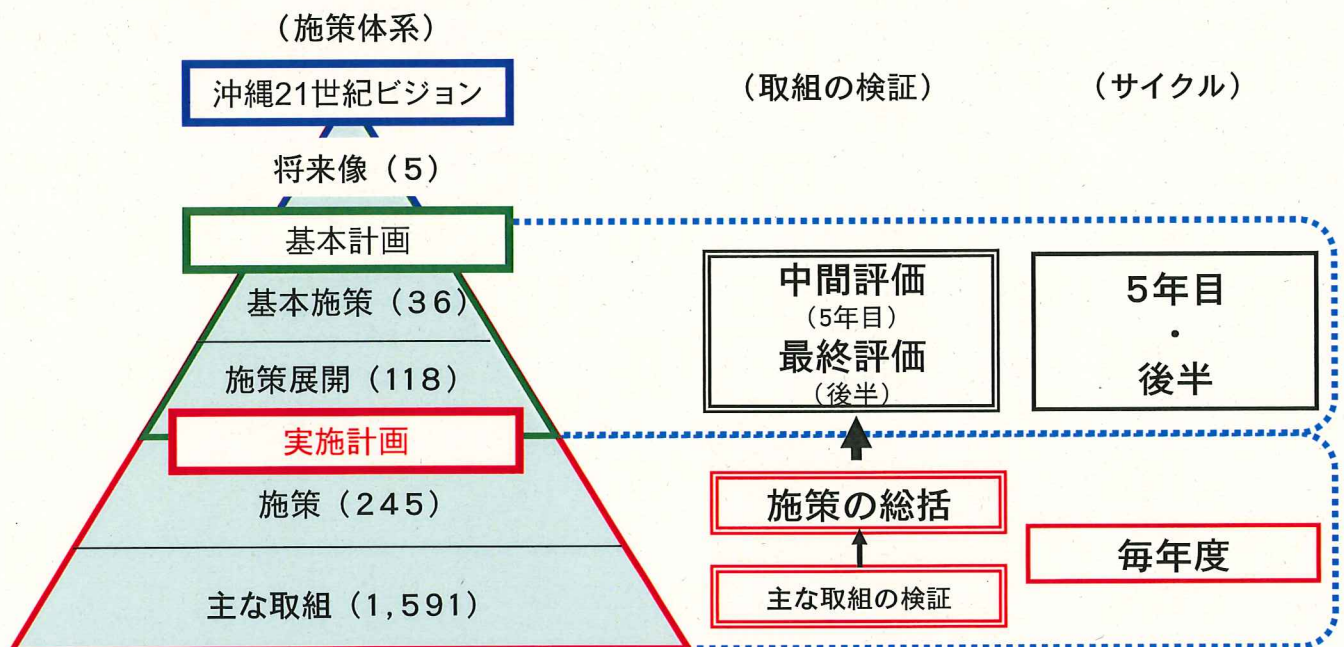


■ Check(検証)の視点 ■

- (1) 主な取組を着実に推進しているか
- (2) 成果指標の達成や主な課題の解決に向かっているか
- (3) 推進上の留意事項や環境変化を把握し、対応を図っているか

(2) 沖縄県PDCAの実施 (対象年度：平成24年度)

平成25年度は、実施計画で示した「主な取組」と、「施策」のうち、平成24年度に実施した1,591の「主な取組」と、245の「施策」を対象に、推進状況や成果指標の達成状況を取りまとめ、その結果を公表しました。
 (補足)・「主な取組」とは、課題の解決に向けた手段となる、具体的な取組のこと
 ・「施策」とは、主な取組を課題ごとにまとめたもの



3 「沖縄21世紀ビジョン」の概要

「沖縄21世紀ビジョン」とは、平成22年3月に沖縄県が策定した初めての長期構想で、県民の参画と協働のもとに将来(2030年を目途)のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性を明らかにしたものです。

(1) 基本理念

21世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、
“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。

(2) 県民が望む将来の姿(目指すべき5つの将来像)

【将来像1】 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島

- ・温暖な気候とゆったりとした時間の流れの中で暮らせる沖縄
- ・青い海、白い砂浜と自然海岸線が続き、サンゴ礁によりイノー(礁池)の穏やかさが守られている沖縄
- ・多様な生物、亜熱帯の花や緑が島の美しさを引き立て、自然に囲まれた沖縄
- ・沖縄らしい自然や風景を求め観光客が訪れ、物心両面での豊かさをもたらしている沖縄
- ・最先端の地球温暖化対策などの環境モデル地域を形成し、世界的にも注目を集めるエコアイランド沖縄
- ・暮らしの中に息づいている伝統文化・行事などが世界中で活躍するウチナーンチュの誇りの源となっている沖縄
- ・伝統文化の継承に加え、多様性を受け入れ、新たな文化を創造している沖縄

【将来像2】 心豊かで安全・安心に暮らせる島

- ・誰もが生きがいをもち、十分な医療や福祉が受けられる沖縄
- ・癒しの風土や健康長寿を支える食文化が世界中に発信されている沖縄
- ・安心して子どもを産み育て、十分な教育を受けさせることができる沖縄
- ・子どもたちを「島の宝」として大切に、希望と喜びに満ち、健やかに育てられる沖縄
- ・性別、年齢、障がいの有無に関係なく、あらゆる場所で活躍できる沖縄
- ・安くて便利な公共交通機関の利用により交通渋滞が解消され、事故のない安全な沖縄
- ・島々では、それぞれの環境と伝統を尊重し、島特有の暮らしが守られている沖縄
- ・ユイマールなど「沖縄の心」が受け継がれ、人の和、地域の和を大切にしている沖縄
- ・地域社会の一体感を醸成し、共助・共創型の安全・安心社会が実現している沖縄

【将来像3】 希望と活力にあふれる豊かな島

- ・心の豊かさだけでなく、経済的な豊さも実感できる沖縄
- ・地場産品が沖縄ブランドとして広く認知され、持続可能な発展を支えている沖縄
- ・亜熱帯性気候を生かした農林水産業が盛んで、観光産業等と連携した総合的な産業として展開されており、域内で経済がうまく循環している沖縄
- ・日本とアジア・太平洋地域との架け橋として交通ネットワークが整備され、物流・情報・金融の拠点が形成されている沖縄
- ・科学技術の拠点として新たな産業が興り、自立的な経済社会が形成されている沖縄
- ・働く意欲と能力があればふさわしい仕事が見つかる、安定した雇用環境が整備されている沖縄
- ・大規模な米軍基地の返還が実現し、基地返還跡地を活用し平和で豊かに暮らせる沖縄
- ・基地問題がなくなっている沖縄
- ・南北を縦断する鉄軌道等の新たな公共交通システムを幹線として、路線バスコミュニティバスが走っている沖縄

【将来像4】 世界に開かれた交流と共生の島

- ・「沖縄の心」で日本とアジア双方の発展に貢献している沖縄
- ・沖縄独自の国際交流の蓄積が、開放的で国際色豊かな風土として息づいている沖縄
- ・異文化を受け入れる寛容性やホスピタリティあふれる「沖縄の心」を受け継いでいる沖縄
- ・地理的特性を活かして、ヒト・モノ・文化など多様な交流が盛んな沖縄
- ・沖縄科学技術大学院大学を核として研究機関が集積し、研究成果を活かした新産業が創出されている沖縄
- ・国益・地球益に寄与する地域として、世界の島しょ地域における環境、防災技術の発信など国際貢献を進めている沖縄
- ・平和を愛する「沖縄の心」が世界からも注目され、世界平和に関わる国連機関などの集積にもつながっている沖縄

【将来像5】 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

- ・「人材こそが最大の資源」との考えを共有している沖縄
- ・家庭と地域が連携して、幼い頃より躰や道徳など人間教育を行い、心豊かな人間を育てている沖縄
- ・地域の自然や歴史、伝統、文化を伝え、地域を大切に、誇らしく思う人間を育てている沖縄
- ・充実した教育環境の下、子どもたちが地域への誇りを持ち、大きな夢と目標を抱いて生き生きと学んでいる沖縄
- ・学力や進学率など教育水準は高く、語学教育が充実している沖縄
- ・高校卒業までに二カ国語以上が話せるような教育により、世界で活躍できる人材を輩出している沖縄
- ・誰もが、いつからでも、学びたい時に学べる環境が整い、学べる喜びをいつまでも享受している沖縄
- ・県民一人ひとりが個性と能力を存分に発揮し、生きがいを実感し続けている沖縄

(3) 克服すべき沖縄の固有課題

沖縄には、自然的、地理的、歴史的な特性等から派生してきた固有の課題が存在します。県民が求める5つの将来像の実現のためには、これら沖縄の固有課題の解決を図る必要がある。

(1) 大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編

⇒ 基地返還に伴う環境浄化や地権者の負担軽減、跡地利用を円滑に進める制度の創設 等

(2) 離島の新たな展開

⇒ 生活環境基盤の充実強化、離島が持つ総合力の発揮、我が国の領空・領海・排他的経済水域（EEZ）を保全している離島の新たな展開 等

(3) 海洋島しょ圏 沖縄を結ぶ交通ネットワークの構築

⇒ 移動・輸送に係るコスト軽減、国内外の交通・物流ネットワークの拡充、鉄軌道など新たな公共交通システムの導入 等

(4) 沖縄における地域主権と道州制のあり方

⇒ 国と地方の役割分担の見直し、沖縄単独州のあり方の検討 等

4 沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策体系

沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現に向け、沖縄県が推進する36の基本施策を体系化したものです。

将来像1

沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島

- (1) 自然環境の保全・再生・適正利用
- (2) 持続可能な循環型社会の構築
- (3) 低炭素島しょ社会の実現
- (4) 伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造
- (5) 文化産業の戦略的な創出・育成
- (6) 価値創造のまちづくり
- (7) 人間優先のまちづくり

将来像2

心豊かで、安全・安心に暮らせる島

- (1) 健康・長寿おきなわの推進
- (2) 子育てセーフティーネットの充実
- (3) 健康福祉セーフティーネットの充実
- (4) 社会リスクセーフティーネットの確立
- (5) 米軍基地から派生する諸問題及び戦後処理問題の解決
- (6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化
- (7) 共助・共創型地域づくりの推進

将来像3

希望と活力にあふれる豊かな島

- (1) 自立型経済の構築に向けた基盤の整備
- (2) 世界水準の観光リゾート地の形成
- (3) 情報通信関連産業の高度化・多様化
- (4) アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成
- (5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成
- (6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出
- (7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興
- (8) 地域を支える中小企業等の振興
- (9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成
- (10) 雇用対策と多様な人材の確保
- (11) 離島における定住条件の整備
- (12) 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開
- (13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進
- (14) 政策金融の活用

将来像4

世界に開かれた交流と共生の島

- (1) 世界との交流ネットワークの形成
- (2) 国際協力・貢献活動の推進

将来像5

多様な能力を発揮し、未来を拓く島

- (1) 沖縄らしい個性を持った人づくりの推進
- (2) 公平な教育機会の教授に向けた環境整備
- (3) 自ら学ぶ意欲を育む教育の充実
- (4) 国際性と多様な能力を涵養する教育システムの構築
- (5) 産業振興を担う人材の育成
- (6) 地域社会を支える人材の育成

5 沖縄振興特別措置法の概要

I 総則

- 目的：沖縄の自主性を尊重しつつ、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活を実現
- ・施策における配慮：
 - 沖縄の特性、基礎条件の改善、環境保全等に配慮

II 沖縄振興計画等

- 国は沖縄振興基本方針を策定
- 県は基本方針に基づき、沖縄振興計画を定めるよう努める
- 国は沖縄県に対し、振興計画の円滑な実施に関し必要な援助を行うよう努める

III 産業の振興のための特別措置

1 観光の振興

- 観光地形成促進地域（県知事が地域指定）
 - ・資金の確保、公共施設の整備等
- 沖縄特例通訳案内士制度
 - ・海外宣伝及び国際会議の誘致促進等
 - ・エコツーリズムの推進
 - ・沖縄型特定免税店制度（拡充）
 - ・航空機燃料税の軽減（◎拡充）

2 情報通信産業の振興

- （◎県知事が地域・地区指定）
- ・情報通信産業振興地域
- ・情報通信産業特別地区（拡充）
- ・資金の確保、公共施設の整備等

3 産業高度化・事業革新促進地域

- 産業高度化・事業革新促進地域（県知事が地域指定）
 - ・資金の確保、公共施設の整備等
 - ・農地法等による処分への配慮

4 国際物流拠点産業集積地域

- 国際物流拠点産業集積地域（◎県知事が地域指定）
 - ・資金の確保、公共施設の整備等
- 税関等の業務を機動的に行う体制の整備等

5 経済金融活性化特別地区

- ◎経済金融活性化特別地区（創設）
 - ・公共施設の整備等

6 農林水産業の振興

- ・資金の確保等
- 漁業者に対する安全対策の強化

7 電気の安定的かつ適正な供給の確保

- ・電気の安定・適正供給のための課税の特例措置

8 中小企業の振興

- ・中小企業新事業活動促進法の特例等

9 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

- ・沖縄振興開発金融公庫の行う新事業創出促進業務

IV 雇用促進、人材育成その他職業の安定のための特別措置

- ・沖縄失業者求職手帳の発給等
- ・地域雇用開発促進法の特例
- 産業人材の育成等

VII 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

VIII 沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

- ・国の負担又は補助の割合の特例
- 沖縄振興交付金事業計画の作成
- 沖縄振興交付金の交付
- 基金の造成目的事業等への交付金の交付
- ・国の直轄事業の特例

V 文化の振興等

- ・地域文化の振興
- 良好な景観の形成
- 自然環境の保全・再生
- 子育ての支援等
- ・科学技術の振興等
- ・国際協力及び国際交流の推進

IX 沖縄振興審議会

- ・沖縄振興審議会の設置

VI 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

- ・無医地区における医療の確保等
- ・離島の地域における高齢者の福祉の増進
- ・交通の確保等
- 鉄軌道の整備の調査・検討
- ・離島の小規模校における教育の充実
- 情報の流通の円滑化・通信体系の充実
- ・離島の旅館業に係る減価償却の特例等

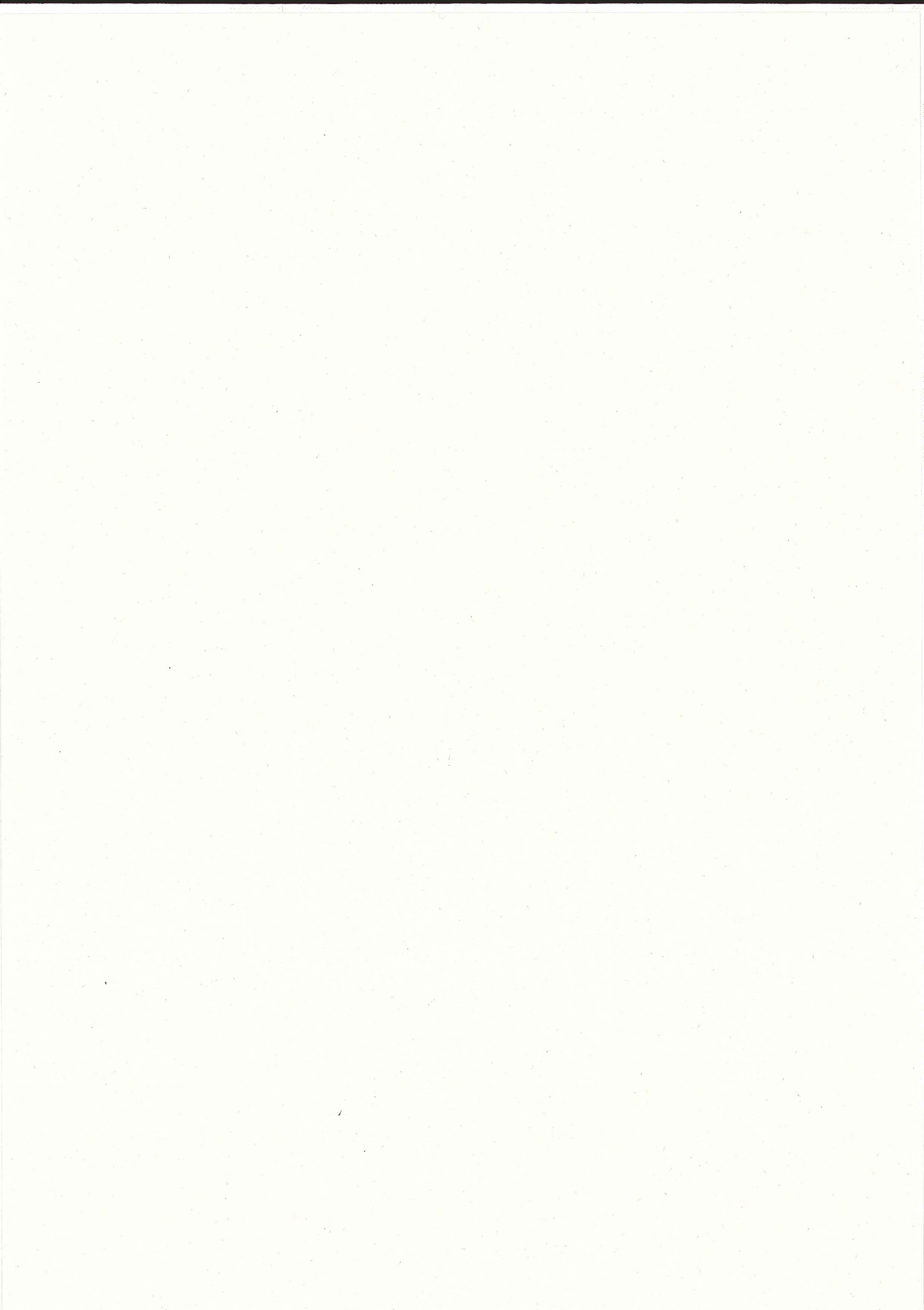
X 附則

- ・法律の期間：
 - 平成24年4月1日～平成34年3月31日
- 不発弾等に関する施策の充実
- ・沖縄の復帰に伴う特別措置法の一部改正
- 行政改革推進法の一部改正
- ・その他必要な経過措置等の規定

注：◎は平成26年度からの新規措置
○は平成24年度からの新規措置

6 地域制度の概要

	観光地形成促進地域	産業高度化・事業革新促進地域	情報通信産業振興地域 情報通信産業特別地区	国際物流拠点産業 集積地域	経済金融活性化特別地区 (現行は金融業務特別地区)
地域指定方法	観光地形成促進計画 (沖縄県知事策定)	産業高度化・事業革新促進計画 (沖縄県知事策定)	地域指定権限を沖縄県知事へ移譲 (情報通信産業振興計画を沖縄県知事が策定)	地域指定権限を 沖縄県知事へ移譲 (国際物流拠点産業集積計画を沖縄県知事が策定)	内閣総理大臣が沖縄県知事の申請に基づき、一を限り指定
対象地域	県内全域 (41市町村)	県内全域 (41市町村)	H26.9月までの経過措置の間に沖縄県知事が指定		
指定状況	H24.7.31指定	H24.4.1指定	H26.4.1以降指定予定		
対象業種・施設	スポーツ・レクリエーション施設、教育文化施設、休業施設、集会施設、販売施設に宿泊施設に附属する休業施設(温泉保養施設等に限定)及び集会所施設を追加	製造業等及び産業高度化・事業革新促進事業 製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、エンジニアリング業、機械設計業、自然科学研究所、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業 等	①情報通信産業 情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業 ※①には右記の特定情報通信事業を含む ②情報通信技術利用事業 小売業・製造業等のコールセンター、クラウド(インターネット付随サービス業)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)	国際物流拠点産業 製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、不動産賃貸業(一定規模の倉庫)に航空機整備業を追加 特定国際物流拠点事業 製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業に航空機整備業を追加	特定経済金融活性化産業 沖縄県知事が策定する経済金融活性化計画に定め、内閣総理大臣が認定する産業 (現行は金融業務のみ)
税制措置	(1)投資税額控除(建物等8%、機械等15%) ※取得価額要件を1,000万円超に緩和(現行5,000万円超) ※床面積及び所得価額要件の廃止(現行1/2以上) (2)地方税の課税免除に伴う減収補てん措置	(1)投資税額控除(建物等8%、機械等15%) ※機械等の取得価額要件を100万円超に緩和(現行1,000万円超) (2)地方税の課税免除に伴う減収補てん措置 (2)地方税の課税免除に伴う減収補てん措置	(1)投資税額控除(建物等8%、機械等15%) ※機械等の取得価額要件を100万円超に緩和(現行1,000万円超) (2)所得控除(40%、10年間) ※事業認定権限を沖縄県知事へ移譲 (3)地方税の課税免除に伴う減収補てん措置	(1)投資税額控除又は特別償却のいずれか選択 ・投資税額控除(建物等8%、機械等15%) ・特別償却(新設)(建物等25%、機械等50%) (2)所得控除(最大40%、10年間) ※控除金額=所得金額×40%×区内従業員数割合 ※事業認定権限を沖縄県知事へ移譲 (3)エンジェル税制(新設) ※知事が認定する所得控除対象法人への出資を対象に、 ①寄付金控除、②他の株式等譲渡益からの控除、 ③損失の3年繰越控除(①と②は選択性) (4)地方税の課税免除に伴う減収補てん措置	(1)投資税額控除又は特別償却のいずれか選択 ・投資税額控除(建物等8%、機械等15%) ・特別償却(建物等25%、機械等50%) ※機械等の取得価額要件を100万円超に緩和(現行1,000万円超) (2)所得控除(40%、10年間) ※事業認定権限を沖縄県知事へ移譲 (3)地方税の課税免除に伴う減収補てん措置



沖縄県企画部企画調整課

TEL : 098-866-2026 FAX : 098-866-2351

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/index.html>